第４回　地区別懇談会【大柿地区】

日時：令和3年11月20日（土）13:00～
場所：大柿地区公民館

次 第

１．開会挨拶

２．11月６日治水対策（遊水地）及び復興まちづくりに関する説明会の振り返り【資料１】

３．地区の復興まちづくりに向けた資料の説明

（１）治水対策（遊水地）を踏まえた復興まちづくりの方向案について【資料２・３】

①復興まちづくりの方向案

②住まいの再建及び農地の復旧パターンと方向性

４．地区ごとの話し合い

（１）復興まちづくりの方向案について

（２）住まいの再建及び農地の復旧に関する意向について

５．全体共有

６．その他

７．閉会挨拶

【資料】

・資料１：治水対策（遊水地）及び復興まちづくりに関する説明会資料
・資料２：復興まちづくり計画案（治水対策を踏まえた案）
・資料３：住まいと農地の再建パターン
・参考資料１：遊水地や防災集団移転についての事例資料
・参考資料２：補償のあらまし

【大柿地区】地質調査結果

色づけ範囲は地質調査結果をもとに、地盤高と地下水との差分を示したものであり、遊水地の範囲を示したものではありません。

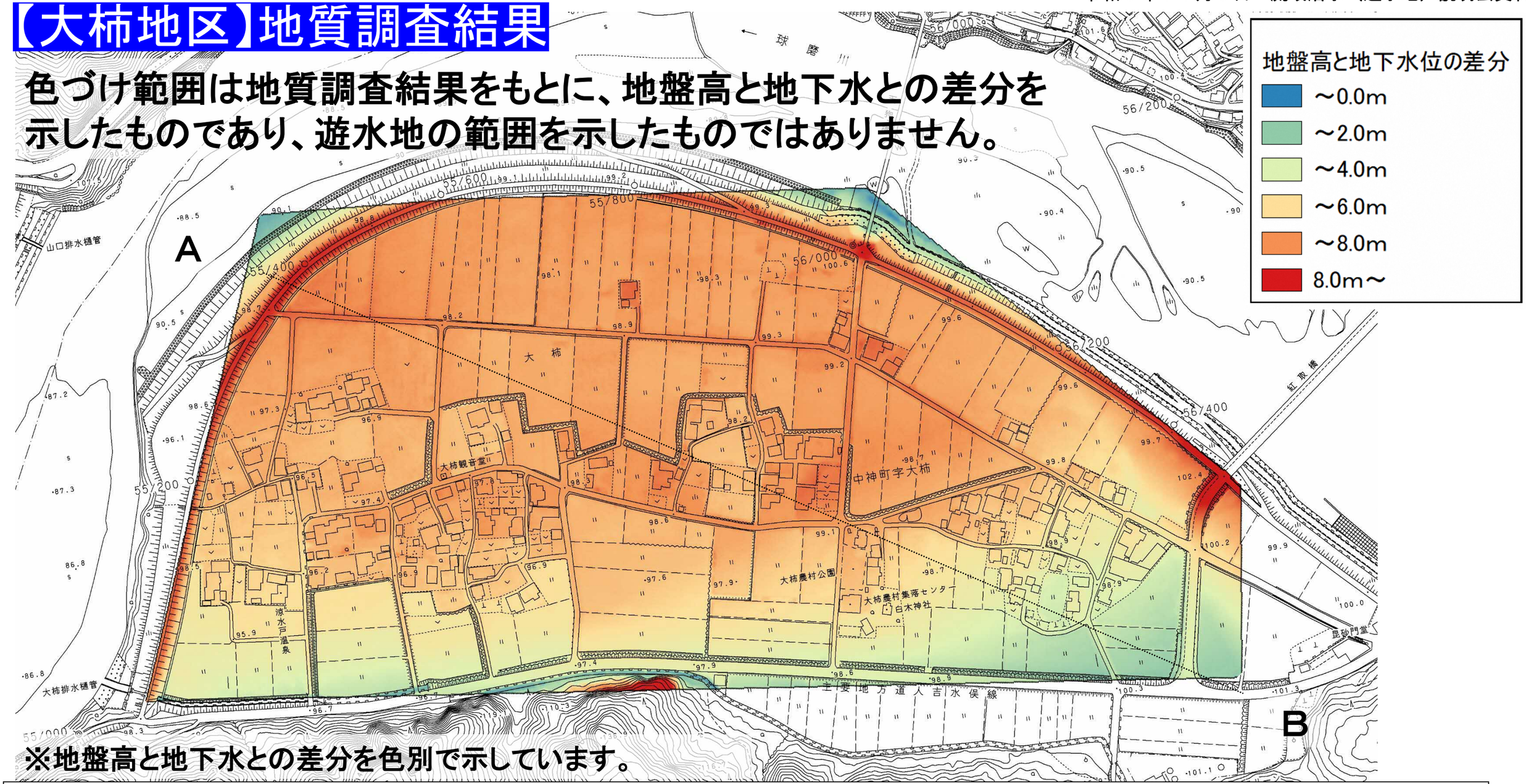

※地盤高と地下水との差分を色別で示しています。

【断面図】

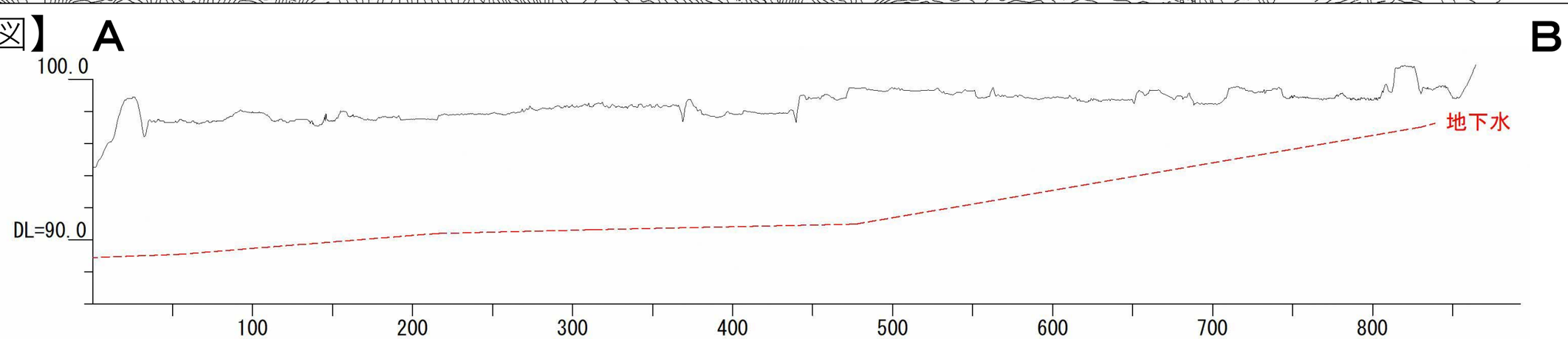

■大柿地区の土地利用フレームを踏まえた遊水地配置（案）（一例）

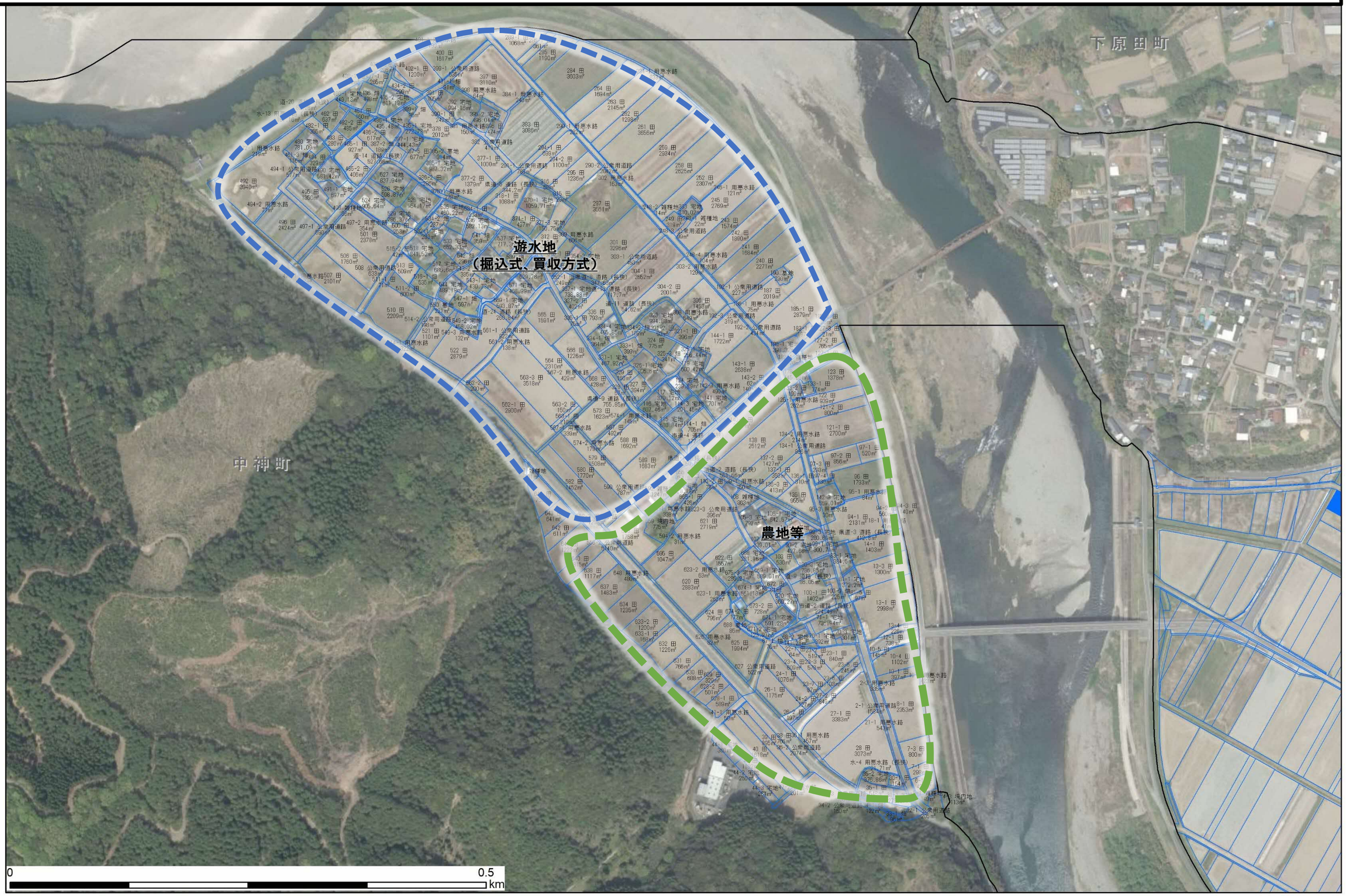

■大柿地区・中神地区の復興まちづくりに伴う住まいの再建および農地の代替地確保のイメージ

※宅地、農地、遊水地の範囲は、決まったものではなく、あくまでイメージです

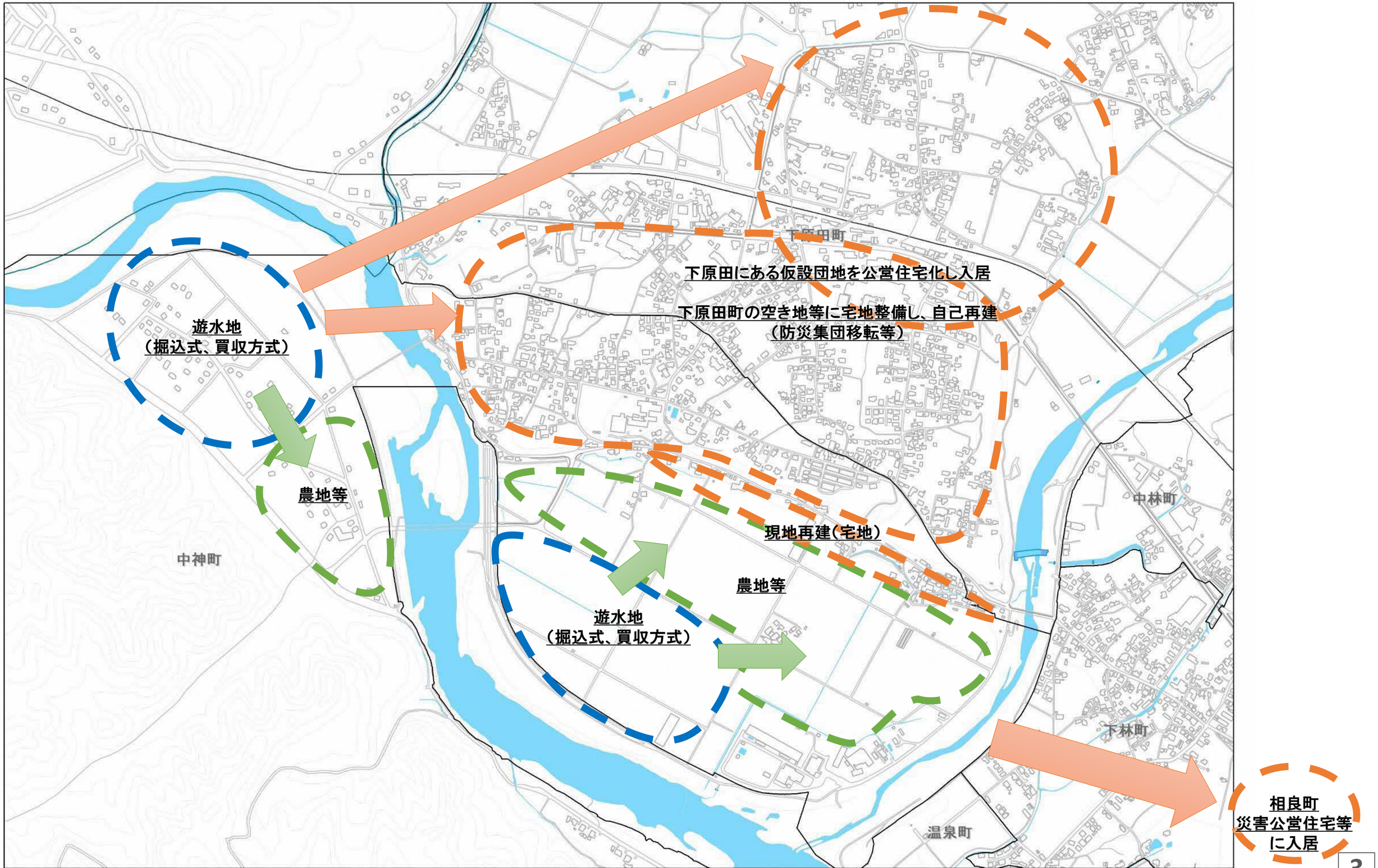

※今後の協議状況等によって変更となる可能性があります。

今後のスケジュール（案）　【R3.11.6時点】

【今回】令和3年11月6日　遊水地に関する説明会

〇地質調査の結果、遊水地（案）・まちづくり（案）の提示

⇩

①令和3年11月中旬　復興まちづくり計画 地区別懇談会

〇遊水地（案）・まちづくり（案）を踏まえた議論

⇩

②令和3年12月　遊水地に関する説明会

〇地区別懇談会等の意見を踏まえた計画（案）の提示

⇩

③令和4年　1月　復興まちづくり計画 地区別懇談会

〇②の説明会を踏まえた議論

④適宜懇談会等を実施

遊水地計画とまちづくりの形を含めた
復興まちづくり計画の策定（令和3年度中）

※今後の協議状況等によってスケジュールがかわる可能性があります。

大柿地区　復興まちづくりの計画（地区別懇談会案）【方針・取組み】

資料２

意見集約のキーワード	地区の主な課題	取組み方針	具体の取組み（案）
①被災者のくらし再建とコミュニティの再生 【住まい再建】 【コミュニティ再生】	**□住まいの再建における安全性の向上** ・現住地で再建を考えているが、治水対策、遊水地がはっきりしないと決めきれない。 ・遊水地の測量以前に移転先を確保してほしい。 ・遊水地を設けると、集落はバラバラになってしまうのではないか。 ・大柿地区のほとんどの住民が65歳以上。被災してすぐなら移転の考えもあったが、月日が経つと生まれ育った場所から愛着が湧き、離れがたい。 **□コミュニティの再生、公民館の再生** ・コミュニティの中心となる公民館を再生してほしい。 ・住民の精神的拠り所である毘沙門堂や、観音堂の早期復旧の支援をお願いしたい。 ・大柿地区では、地元コミュニティの有志による道路の草刈りを行っている。県道についても、県による草刈りは行われているが、十分ではないため、地元が追加で作業を行っているのが現状である。県の方で援助してもらえないか。 ・「えんがわ事業」実施により、コミュニティのまとまりがある。	**□住まいの再建における安全性の向上** ・現地での住まいの修復や再建など、早急な生活再建を図るとともに、治水対策の状況も踏まえ、嵩上げや集団移転など安全性の向上を図る。 ・極力、現状のまま、復旧した農地に近い場所に再建を図る。 **□コミュニティの再生、公民館の再生** ・地区住民の愛着がある公民館の早期復旧・再生（リフォーム）を進める。 ・農産物、川の幸を活かした地域内外の交流の活性化を図る。	**□安全性を高める住まいの再建方法の誘導** ・建物１階のピロティ化、浸水深以上の居室の確保。 ・建物構造の耐水化。 ・宅地の盛土・嵩上げ。（工場に隣接している住環境が良いとは思えない） ・防災集団移転　等。（スピード感のある再建の方針を示してほしい） ・移転宅地に農機具置き場、作業場がいるため最低でも１宅地300坪は必要。
②力強い地域経済の再生 【生業再建】	**□農地復旧・農業の継続** ・堆積土砂の撤去、農地復旧がいつになるか未定。幹線排水路（農業排水）が手つかずの状態。生活排水も早急に復旧してほしい。 ・遊水地になっても農業は継続したい人もいると思う。 ・移転候補地として示されているが、農家の宅地規模は300坪以上が必要となる。 ・大柿の生業である農業を今後も続けて大事にしていきたい。 ・「大柿営農センター」を立ち上げ、営農組合で行ってきた。農地が減ると痛手。	**□農地復旧・農業の継続** ・治水対策の状況を踏まえつつ、農地の復旧、優良農地の維持、営農形態の見直し等による農業の継続を図る。 ・地域農業の再生に向けた6次化推進	**□農地復旧・農業の継続** ・農地等災害復旧事業。 ・優良農地の代替地の確保。 ・営農形態の見直し（集落営農、営農法人等）。 ・農の魅力の創出や発信に向けた取組の検討（農産物直売、加工品開発、農との交流の場の創出)など
③災害に負けないまちづくり 【避難対策】	**□避難ルートの改良** ・市道中神鹿目線を拡幅してほしい。 ・県道人吉水俣線の幅員拡幅（4mでなく既存道と同一幅員）整備と沖鶴橋までの延伸。 ・沖鶴橋の復旧。 **□緊急避難場所・避難所の整備** ・高台に緊急避難場所・避難所を作れないか。 ・公民館に避難しても、テレビもなく情報を入手する手段が無かった。 ・公民館が被災して畳からフローリングになったため、寝る時が辛い。 **□安全な避難方法の確立** ・防災無線も復旧していない。	**□安全な避難路の整備** ・高台や避難所への安全な避難路の整備を進める。 ・県道人吉水俣線の早期復旧。（２年前から県道にガードレール設置を要望している） **□避難所の見直し・機能拡充** ・指定避難所・自主避難所の見直し、コロナに対応した避難所の分散化、避難所の機能強化を図る。 ・高台に緊急避難場所・避難所を整備する。 **□自助共助の避難体制の構築** ・避難情報の確実な伝達を行った上で、町内での共助により要支援者の避難行動を支援する仕組みや体制づくりを進める。	**□安全な避難路の整備** ・高台への避難路の整備・拡幅、沿道の急傾斜地対策。 **□避難所の見直し・機能拡充** ・指定避難所・自主避難所の見直し、高台への緊急避難場所・避難所の整備。 **□防災情報の伝達機能強化** ・各世帯への戸別受信機の配布。 **□地域特性を踏まえた地区防災計画、マイ・タイムラインの作成** ・地区の災害リスクを踏まえた地区防災計画の作成。 ・避難のタイミングを判断する地域独自の「きっかけ」の検討。 ・サポーターの仕組みの構築や避難訓練の実施。
【治水・土砂災害対策】 【復興まちづくり】	**□遊水地** ・遊水地に係る詳細な情報提供・説明が必要。遊水地なしの復興計画が望ましい。 **□治水対策** ・浸水想定マップをみると大柿で安全に暮らすことはできないと感じている。 ・洪水時、瀬戸石ダムにより、急激な水位の上昇が懸念されるが、撤去はできないか。 ・以前、引き堤案が国から示されていたが、その案で進めていくことはできないか。 ・堤防の高さを上げることで対応はできないのか。 ・治山無くして治水はあり得ない。土砂崩れが心配。 ・今回の水害の一要因は、山の伐採の仕方。昔は山にもっと保水力があった。今は、少し雨が降っても川の水が濁る。国・県・市有林が一斉に伐採時期を迎えている。 ・昔は間伐をしていたが、今は林道を作った箇所が水の流れる道になり土砂が流れる。	**□遊水地に関する情報提供** ・河川管理者（国）からの遊水地の整備内容等についての情報提供を踏まえ、住まいの再建や農業の継続のあり方を検討する。 **□治水対策、流域治水、本川・支川の水位の低下** ・上流から下流、集水域から氾濫域までの治水対策を総合的に取り組む。 ・瀬戸石ダムを早く放水し水量を下げる。 **□山の保水力・治山** ・山の保水力の向上	**□遊水地に関する情報提供** ・河川管理者（国）からの遊水地や流域治水に関する説明。 ・遊水地整備に関する住民・地権者の意向把握。 ・他地区で実際に行われた遊水地事業の事例説明。 **□流域治水プロジェクトによる本川・支川の水位の低下** ・流水型ダム整備、市房ダム再開発、田んぼダム、河道掘削、遊水地整備等。 ・瀬戸石ダムの運用の検討。

大柿地区　復興まちづくり計画（地区別懇談会案）【地区整備方針】

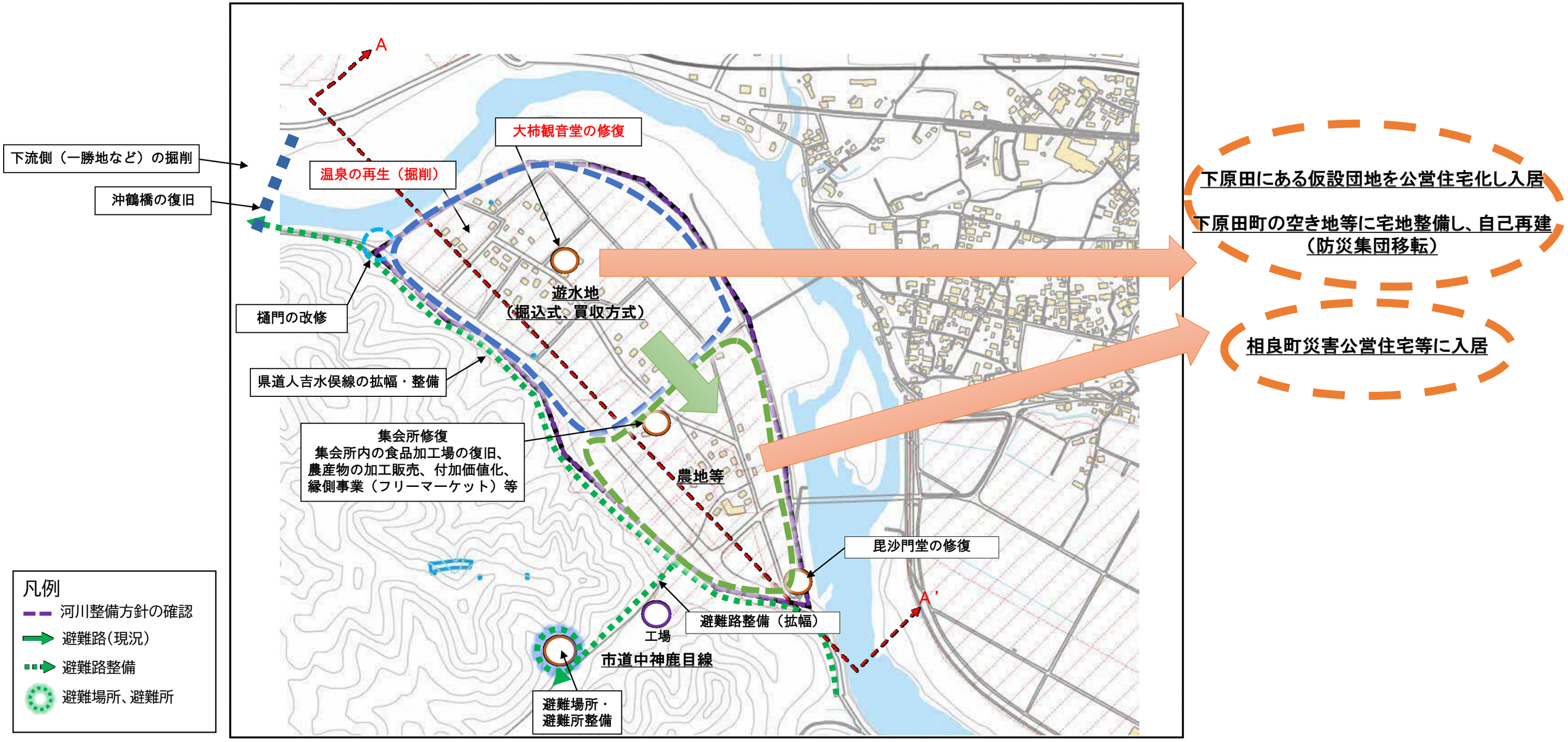

断面イメージ図

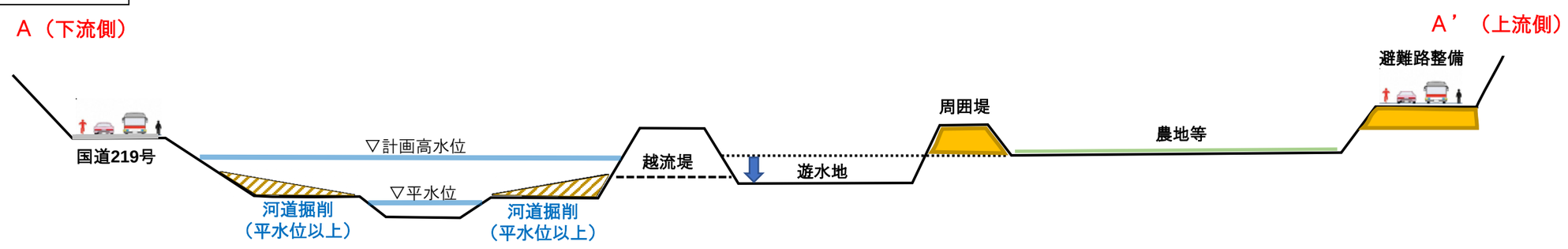

住まい再建及び農地利活用のパターンと流域治水（遊水地）との整理表（案）

資料３

※着色部分は11月6日流域治水（遊水地）説明会での配置案を踏まえたパターン

令和3年11月20日時点（大柿地区）

流域治水（遊水地）	住まい	農地	長　所	短　所
計画区域外	現位置再建	農地復旧（現地）	・現在の場所で住み続けながら営農を継続できる	・洪水時に住まいや農地に被害が出る可能性がある
		営農なし（農地売却含）	・現在の場所で住み続けられる	
	移転：A案：仮設住宅利活用 B案：災害公営住宅 C案：移転用宅地 D案：大柿地内（遊水地外） E案：その他（民間賃貸等）	農地復旧（現地）	・現在の場所で営農を継続できる ・より安全な場所に住むことができる	・現在の住まいから離れることになる
		営農なし（農地売却含）	・現在の場所で住み続けられる	
			農地の所有者の権利移動（農地法に基づく）	
計画区域内（掘り込み）	移転：A案：仮設住宅利活用 B案：災害公営住宅 C案：移転用宅地 D案：大柿地内（遊水地外） E案：その他（民間賃貸等）	農地移転：大柿地内（遊水地外） 地域外	・より安全な場所に住むことができる	・生活と営農の場所が離れたり、今までと違った場所で営農する必要がある ・現在の住まいから離れ、移転することになる ・洪水時に住まいや農地に被害が出る可能性がある
		営農なし（農地売却含）	・現在の場所で住み続けられる	
掘り込み＋地役権	現地再建	農地復旧（現地）	・現在の場所で住み続けながら、平常時は営農を継続できる	
		農地移転	・現在の場所で住み続けられる	・別の場所で営農する必要がある
		営農なし		
	移転	農地復旧（現地）	・平常時は現在の場所で営農を継続できる	・現在の住まいから離れ、移転することになる ・別の場所で営農する必要がある
		農地移転	・より安全な場所に住み営農することができる	
		営農なし	・より安全な場所に住むことができる	
地役権方式				

【参考事例】 小倉遊水地（熊本県阿蘇市）

参考資料１

小倉遊水地（熊本県阿蘇市）

**初期湛水地（掘り込み・用地買収方式）と
二次湛水地（地役権方式）を併用した例**

※出典：阿蘇市広報誌

※図中の点線は断面図の位置を示したものであり、
水の流れを示したものではありません。

大観峰からの小倉遊水地の鳥瞰

初期湛水地（掘り込み・用地買収方式）

初期湛水地と二次湛水地の間の仕切堤

二次湛水地（地役権方式）

周囲堤

防災集団移転促進事業

※赤字下線部はR3法改正事項

参 考

国土交通省

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※)

※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

５戸以上(※)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については１０戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率３/４）

① 住宅団地の用地取得及び造成

（関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）

② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助

（住宅ローンの利子相当額）

③ 住宅団地に係る公共施設の整備

④ 移転元地の土地・建物の買取

（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）

⑤ 移転者の住居の移転に対する補助

⑥ 事業計画等の策定に必要な経費　（補助率１/２）

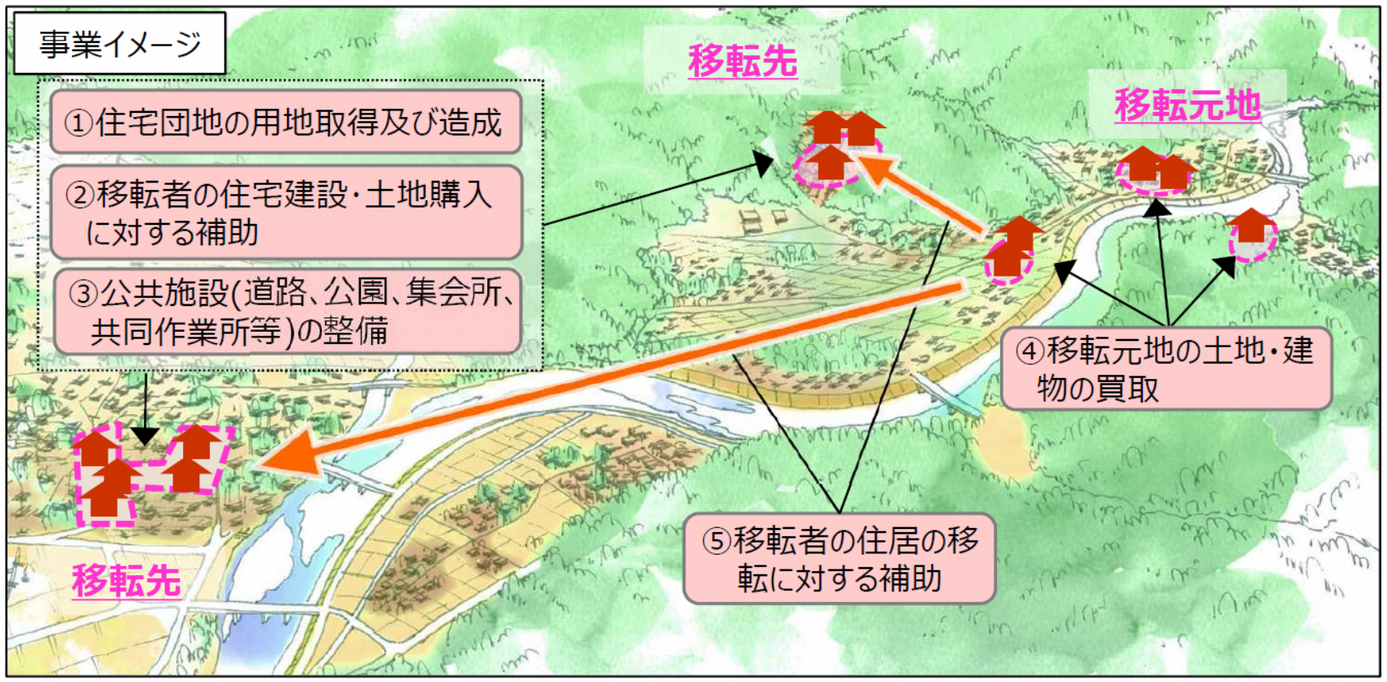

補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担

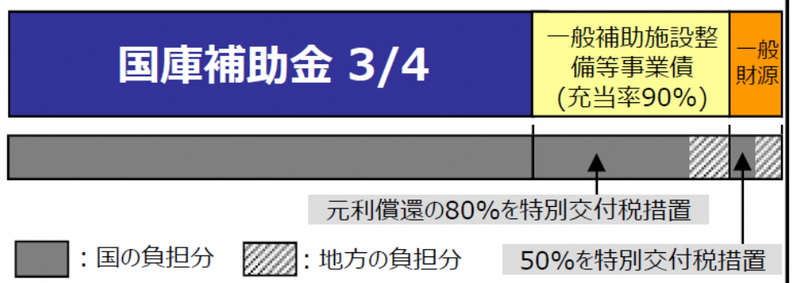

地方財政措置

1）地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。

2）一般財源分についても50%を特別交付税措置。

※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置の対象外。

※出典：国土交通省

【参考事例】差し込み型防災集団移転の例（岩手県大船渡市）

まちの再生への貢献

既存集落を活かしたコミュニティの維持・形成

国土交通省

● 防災集団移転促進事業により、新規の住宅団地造成と、スポンジ化した既存の集落への差し込み移転を併用し、コミュニティを強化。

■越喜来（浦浜）地区（岩手県大船渡市） 防集（団地）

- ✓ 岩手県大船渡市では、高台移転に伴う従前のコミュニティの分散や、非被災住宅のみが従前地区内に残されることによるコミュニティの脆弱化が課題となっていた。
- ✓ 住民主導による再建意向確認や移転用地選定により、事業のスピードアップにつながり、非被災集落の未利用地に差し込む形での防災集団移転促進事業用地の設定を可能に。
- ✓ 既存のコミュニティの枠組みをほとんど変えることなく、 従前の地区の5つの自治会がいずれも存続。

既存集落に差し込んだ防集事業用地に再建された住宅

浦浜地区緑地広場（ど根性ポプラ広場）のオープニングセレモニー
地域住民や関係者約350人が来場 （2018.5.27）

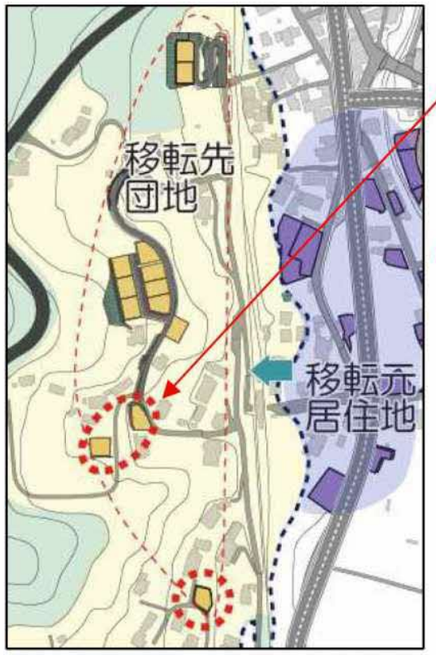

既存集落に差し込んだ防集事業用地

その他の事例

三軒茶屋西地区
（宮城県岩沼市：防集
ほか

※出典：国土交通省

【参考事例】災害危険区域の指定の例

災害危険区域の指定による建築制限の概要

区　域	想定浸水深	制限対象施設	
		住居の用に供する建築物	社会福祉施設、学校及び医療施設
第１種区域	概ね2.0m以上	建　築　禁　止	建　築　禁　止
第２種区域－A	概ね1.0m以上2.0m未満	・基礎上端の高さが道路から1.5m以上の場合は、地階に居室有さない建物は建築可能 ・基礎上端の高さが道路から1.5m未満の場合は、強固な建物(※1)で居室が2階以上の建物は建築可能	建　築　禁　止
第２種区域－B	概ね1.0m未満(※2)	・基礎上端の高さが道路から0.5m以上の場合は、地階に居室有さない建物は建築可能 ・基礎上端の高さが道路から0.5m未満の場合は、強固な建物(※1)で居室が2階以上の建物は建築可能	建　築　禁　止
第２種区域－C	東日本大震災により浸水した上記以外の区域(※3)	・地階に居室を有さない建築物は建築可能	・地階に居室を有さない建築物は建築可能

(※1)強固な建物：鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
(※2)予想浸水深が0mの区域を除く
(※3)都市計画事業により宅地を嵩上げした区域及び当該区域の背後地を除く。
■　第1種区域、第2種区域－Ａ及びＢにおいては、災害危険区域の指定の告示をした日における延べ面積の1.2倍を超えない範囲での増築が可能

災害危険区域の指定イメージ

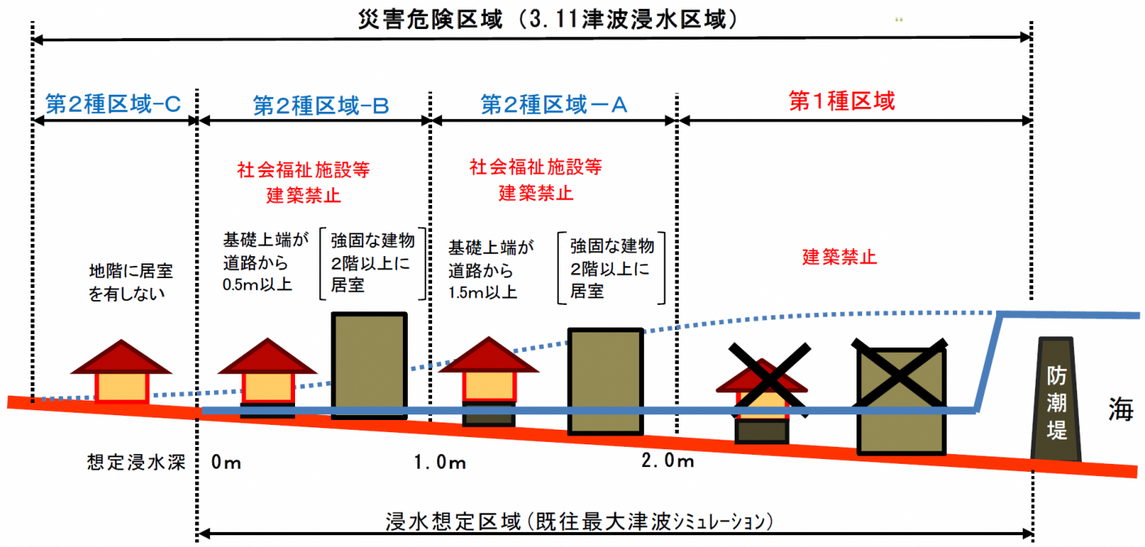

1　住居の用に供する建築物とは、専用住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿及び寮をいいます。
2　社会福祉施設、学校及び医療施設とは、津波防災地域づくりに関する法律施行令第21条に規定する施設をいいます。
3　地階とは、床面から天井高の1/3以上の高さが、地盤面下にある階をいいます。
4　居室とは、居住、作業、娯楽等に続けて使う室をいいます。居間、寝室、応接室、台所等をいい、浴室、便所、物置等は居室ではありません。
5　強固な建物とは、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建築物をいいます。
6　浸水想定区域が3.11津波浸水区域より広い場合は、浸水想定区域とします。
7　木造、鉄筋コンクリート造等の建築物の構造は問いません。

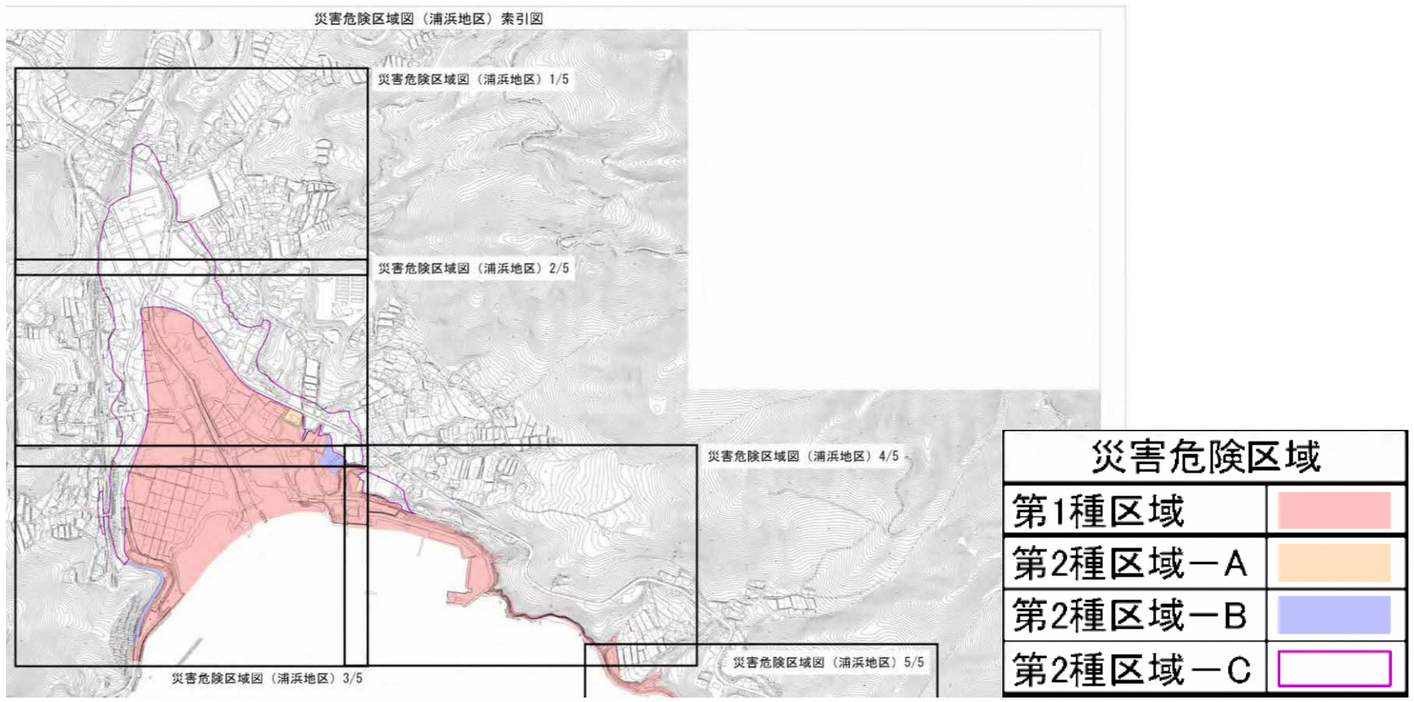

※出典：大船渡市資料